

市有地売却のご案内

〈入札後資格確認型一般競争入札〉

入札日 令和7年9月8日（月）

入札場所 広島市役所本庁舎14階 第5会議室西側

お問合せ先

広島市都市整備局都市整備調整課

（市役所本庁舎6階）

TEL (082)504-2313

Mail ts-chou@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

	ページ
売却物件一覧表	1
物件説明書	2～8
【入札後資格確認型一般競争入札実施要領】	
1 売却物件及び最低売却価格（予定価格）等	9
2 入札参加者の資格	9～10
3 入札参加申込みに当たっての留意事項	10
4 入札・開札の日時・場所	10～11
5 入札保証金	11
6 入札方法	11～12
7 入札保証金の返還等	12～13
8 落札候補者（契約予定者）の決定	13
9 資格確認	13～14
10 売買契約の締結	14
11 落札者が契約を締結しないとき	14
12 売買代金の支払い	14
13 所有権の移転・物件の引渡し	14
14 契約上の主な特約	14～15
15 その他	15
16 入札の際に必要な書類等	15～16
17 入札の事例	16
18 入札会場案内図等	16
【土地売買契約書（見本）】	
物件番号1番及び3番	17～20
物件番号2番	21～25
【入札に必要な書類（様式集・記入例）】	
第1号様式 一般競争入札参加申込書	
第2号様式 入札保証金納書	
第3号様式 入札書	
第4号様式 使用印鑑届	
第5号様式 委任状	
第6号様式 資格確認審査辞退届	
第7号様式 口座振替依頼票	

売却物件一覧表

入札日：令和7年9月8日（月）

物件 番号	所 在 地（地番）		面 積 (㎡)	用途地域	最低売却価格 (予定価格)	単価 1㎡当たり	参加申込み	入札日時		入札保証金
			<坪>			<1坪当たり>				
1	中区白島中町	15番9	23.49㎡	第二種住居地域	万円 674	約28.70万円	/	9月8日 (月)	10:00	定額 5万円
			<7.11坪>			<約94.80万円>				
2	西区庚午南一丁目	23番5	937.98㎡	第一種住居地域	万円 8,110	約8.65万円	8月1日(金)~ 8月29日(金)	9月8日 (月)	10:30	見積もる 金額の 5%以上
			<283.74坪>			<約28.59万円>				
3	安佐南区大塚西六丁目	7066番3	5,475.74㎡	近隣商業地域	万円 58,590	約10.70万円	/	9月8日 (月)	11:00	見積もる 金額の 5%以上
			<1,656.41坪>			<約35.37万円>				

- ※1 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。
 ※2 各物件の詳細については、物件説明書をご覧ください。

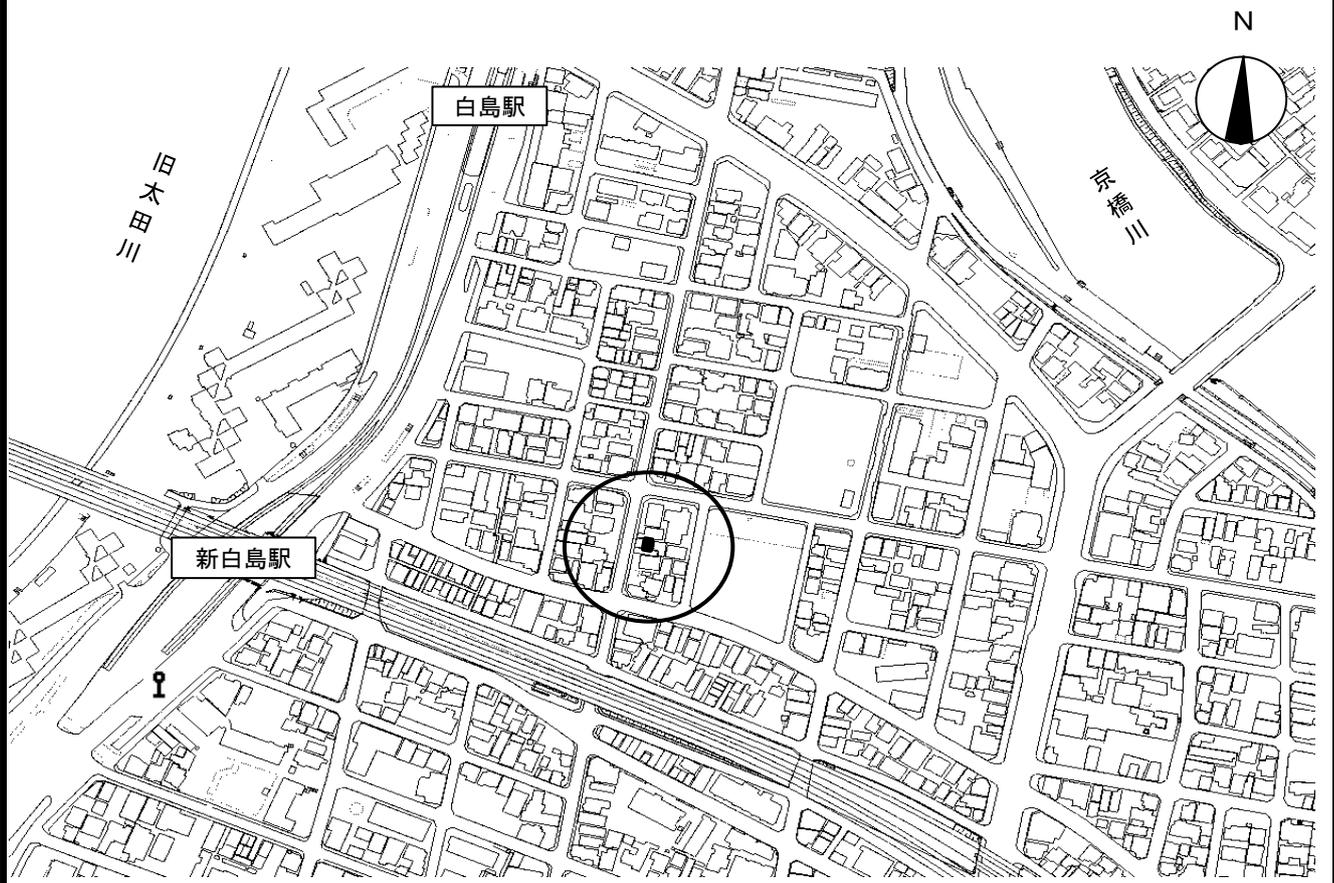
物件説明書

〔物件の確認について〕

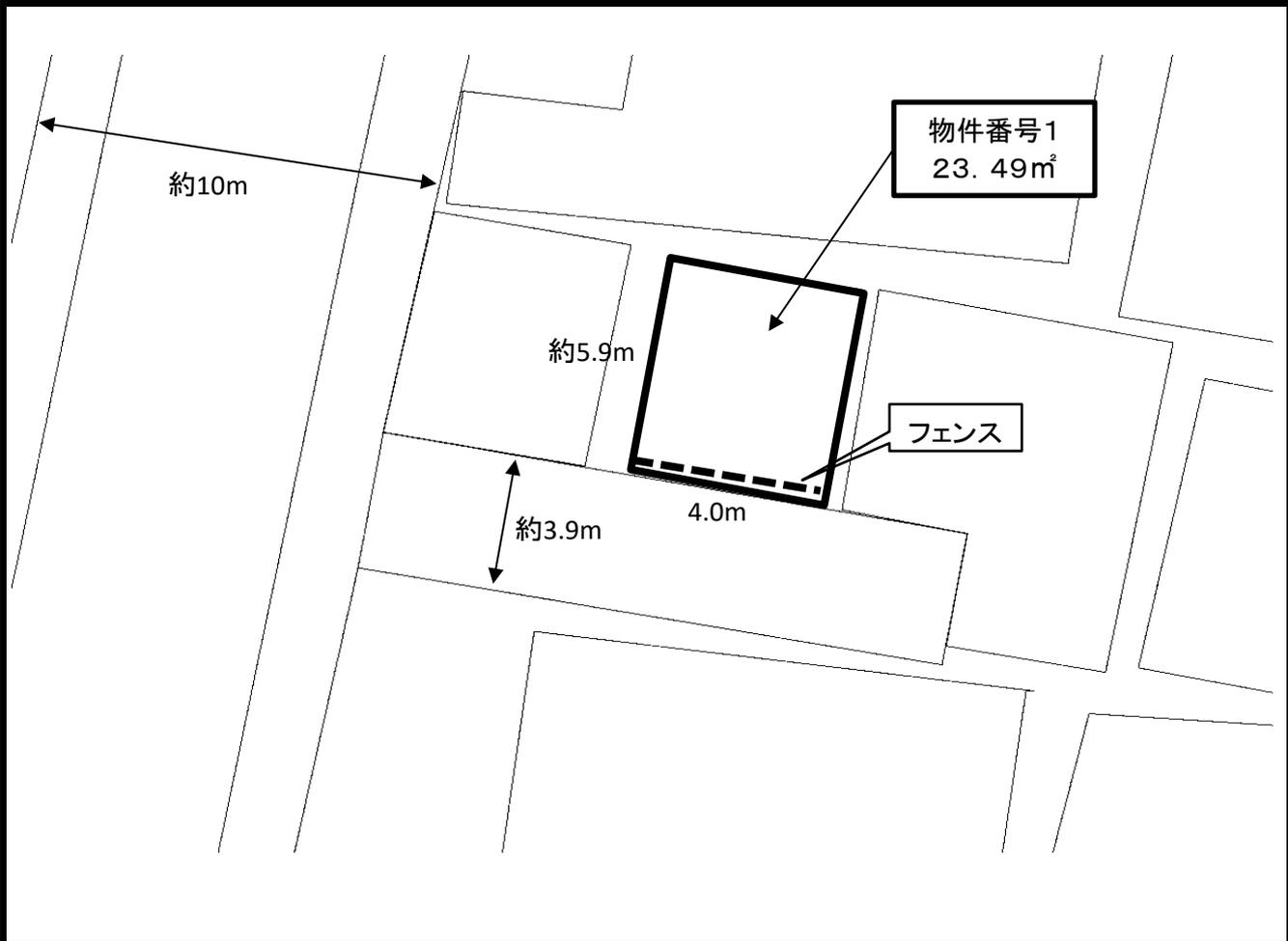
- 1 この物件説明書は、ご購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。
- 2 物件は現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)
- 3 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、コンクリートがらの撤去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など、地上・地下・空中工作物の補修・撤去などは広島市では行いません。また、それらの撤去等が必要となった場合、その費用はご購入者の負担となります。
- 4 また、上下水道、電気及び都市ガスなど既存の埋設管などの補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合がありますが、広島市では補修や引き込み工事をしたり、これらに必要な費用を負担したり、供給処理施設の負担金の支払いなどは行いません。
- 5 事前に関係する供給処理施設の管理者に対してお問い合わせをお願いいたします。
- 6 必ず事前に現地を確認してください。物件には看板を設置しています。
- 7 現地の確認をされるときは、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。
- 8 物件によっては、宅盤と接面道路に高低差がありますので注意してください。
- 9 測量図等の閲覧を希望される方は、都市整備局都市整備調整課までお申し出ください。

所在地(地番)	広島市中区白島中町15番9 (住居表示15番街区)				
最低売却価格 (予定価格)	674万円 (約 28.70 万円/㎡ <約 94.80 万円/坪>)				
現況地目	宅地	実測地積	23.49 ㎡ <7.11 坪>		
用途地域	第二種住居地域	建ぺい率	60 %	容積率	200 %
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> ・広島都心住居地域地区計画 ・宅地造成等工事規制区域 ・都市機能誘導区域(一般地域型) ・居住誘導区域 				
供給処 理状況	電気	可 ・ 不可		都市ガス	可 ・ 不可
	上水道	可 ・ 不可		下水道	可 ・ 不可
交通機関	新白島駅バス停		約 300 m	徒歩 4 分	
	JR新白島駅		約 200 m	徒歩 3 分	
	アストラムライン新白島駅		約 400 m	徒歩 5 分	
公共機関 までの距離 (直線距離)	区役所	南方	約 2.6 km	郵便局	北東方 約 0.1 km
	小学校	南方	約 0.5 km	中学校	南東方 約 1.1 km
参考事項	<p>①本物件は、都心部の北方約1.6kmに位置し、周辺は中規模一般住宅を中心として、中高層マンションや低層ハイツ等も混在する住宅地域です。</p> <p>②河川浸水想定(想定最大規模)3m以上5m未満、高潮浸水想定(想定最大)2m以上5m未満、内水浸水想定1cm以上20cm未満の区域にあります。</p> <p>③接面通路の幅員が4m未満のため、建物建築については、中区建設部建築課へご確認ください。</p> <p>④敷地内のフェンスや防草シート等は残置したまま、現状有姿での引渡しとなります 広島市において撤去費用の負担は致しません。</p>				
※ 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。					
問い合わせ先	都市整備局都市整備調整課 管理係 直通電話 082-504-2313				

案内図

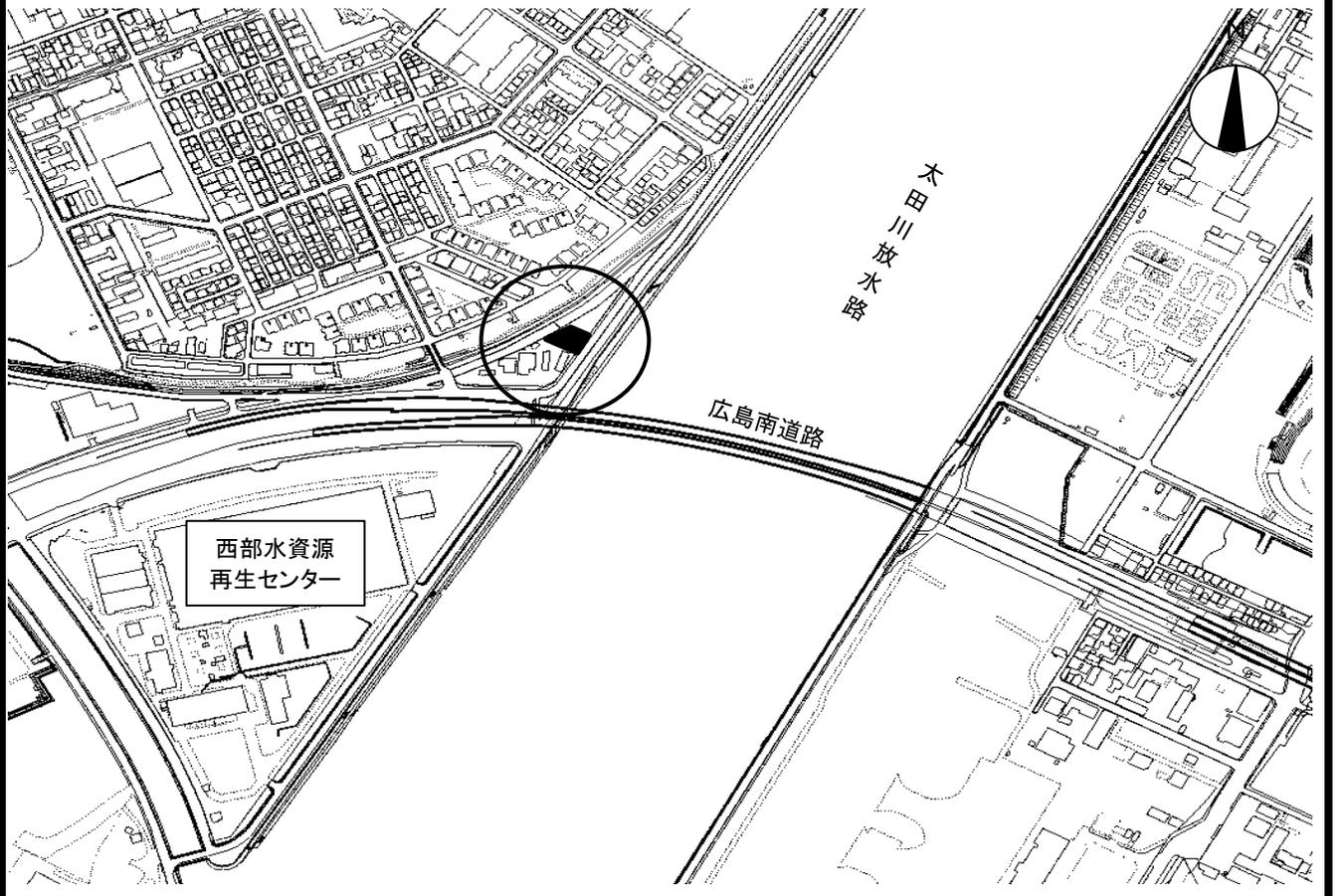


明細図

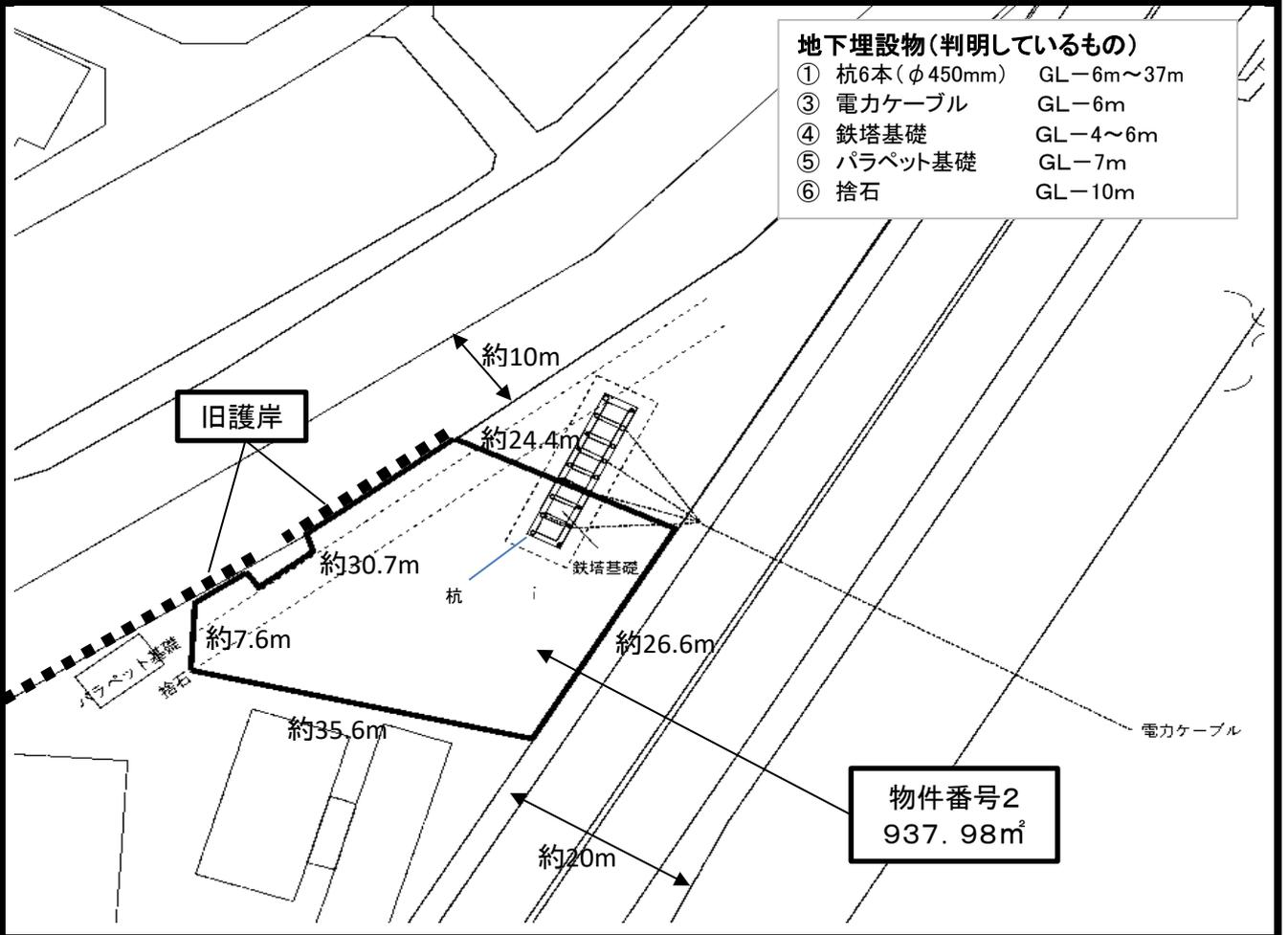


所在地(地番)	広島市西区庚午南一丁目23番5 (住居表示36番街区)				
最低売却価格 (予定価格)	8,110万円 (約 8.65 万円/㎡ <約 28.59 万円/坪>)				
現況地目	宅地	実測地積	937.98 ㎡ <283.74 坪>		
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画重点地区(リバーフロント地区) ・宅地造成等工事規制区域 ・都市機能誘導区域(一般地域型) ・居住誘導区域 				
供給処 施設の状 理況	電気	可・不可	都市ガス	参考事項③参照	
	上水道	参考事項④参照	下水道	参考事項⑤参照	
交通機関	庚午住宅バス停		約 600 m	徒歩 8 分	
	JR新井口駅		約 2300 m	徒歩 29 分	
	広島電鉄草津駅		約 1300 m	徒歩 17 分	
公共機関 までの距離 (直線距離)	区役所	北東方 約 2.7 km	郵便局	北西方 約 0.7 km	
	小学校	北方 約 0.7 km	中学校	北方 約 0.5 km	
参考事項	<p>①本物件は、都心部の南西約4.5kmに位置し、周辺は戸建住宅や共同住宅、駐車場、艇庫などが混在する地域です。</p> <p>②地中にコンクリート構造物(杭、基礎、地中梁等)がありますので、都市整備局都市整備調整課で資料を確認してください。なお、広島市ではこの地下埋設物を撤去せず、費用負担も致しません。地中に残置したままでの引渡しとなります。</p> <p>③本物件は、前面道路に接続可能な都市ガス管が埋設されていません。接続については、広島ガス株式会社 家庭用エネルギー営業部 リビングサポートグループ (TEL082-252-3018)にお問合せください。</p> <p>④本物件は、前面道路に引込可能な水道管が埋設されていません。引込みについては、広島市水道局西部管理事務所維持係(TEL082-923-4122)にお問合せください。</p> <p>⑤本物件は、前面道路に接続可能な污水管が埋設されていません。接続については、広島市下水道局計画調整課(TEL082-504-2413)にお問合せください。</p> <p>⑥河川浸水想定(想定最大規模)1m以上3m未満、高潮浸水想定(想定最大)2m以上5m未満の区域にあります。</p>				
※ 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。					
問い合わせ先	都市整備局都市整備調整課 管理係 直通電話 082-504-2313				

案内図



明細図

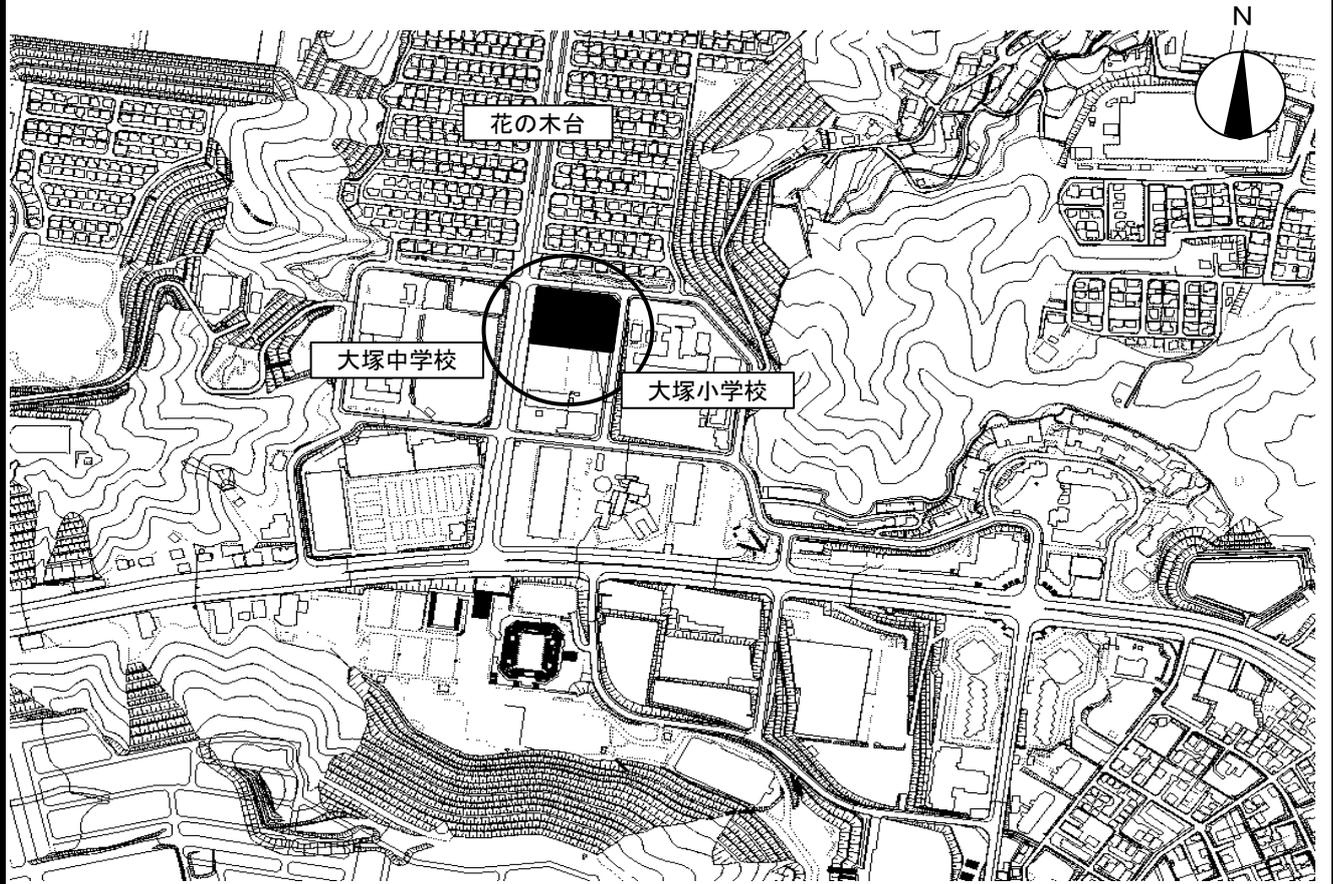


所在地（地番）	広島市安佐南区大塚西六丁目7066番3 (住居表示2番街区)				
最低売却価格 (予定価格)	5億8,590万円 (約 10.70 万円/㎡ <約 35.37 万円/坪>)				
現況地目	宅地	実測地積	5,475.74 ㎡ <1,656.41 坪>		
用途地域	近隣商業地域	建ぺい率	80 %	容積率	200 %
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> ・西風新都A. CITY中央地区地区計画(業務施設地区B) ・宅地造成等工事規制区域 ・駐輪場附置義務対象区域 ・景観計画重点地区(西風新都地区) ・高次都市機能誘導区域(広域拠点型) ・居住誘導区域 				
供給処 施設の状 理況	電気	可 ・ 不可		都市ガス	可 ・ 不可
	上水道	可 ・ 不可		下水道	可 ・ 不可
交通機 関	せせらぎ公園前バス停		約 10 m	徒歩 1 分	
	アストラムライン大塚駅		約 1700 m	徒歩 22 分	
公共機 関 までの距 離 (直線距離)	区役所	東方	約 7.4 km	郵便局	南東方 約 1.2 km
	小学校	東方	約 20 m	中学校	西方 約 30 m
参考事項	<p>①本物件は、都心部の北西方約8.5kmに位置し、幹線道路沿い大型スーパーと北側の大規模住宅団地に挟まれた近隣商業地域です。</p> <p>②敷地内の排水設備や困障等は残置したまま、現状有姿での引渡しとなります。 広島市では撤去費用の負担は致しません。</p>				

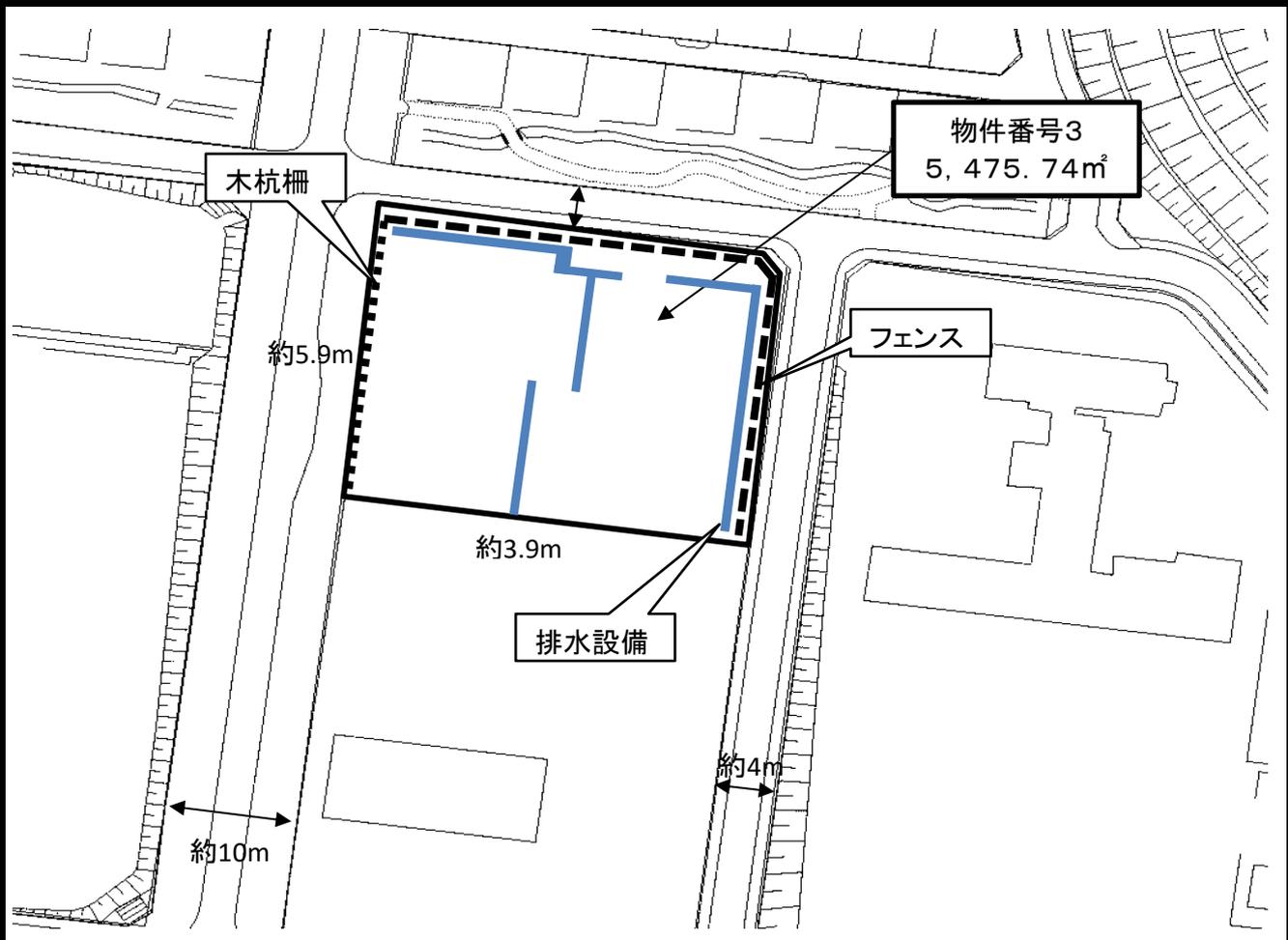
※ 単価及び坪面積は、計算により割り出した値です。

問い合わせ先	都市整備局都市整備調整課 管理係 直通電話 082-504-2313
--------	------------------------------------

案内図



明細図



入札後資格確認型一般競争入札実施要領

「入札後資格確認型一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者（契約予定者）とし、その後、この落札候補者の資格確認を行い、資格があると確認できた場合に落札者と決定し、売買契約の相手方とするものです。

入札への参加を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

※ 入札後に、落札者名等を公表する場合があります。

公表する場合は、

資格確認中は、個人・法人の別、落札予定額を公表します。

資格確認後は、法人名（個人の場合は氏名）、落札額を公表します。

1 売却物件及び最低売却価格（予定価格）等

売却物件 3区画

物件及び最低売却価格（予定価格）については、売却物件一覧表をご覧ください。

2 入札参加者の資格

【物件番号1番及び3番】

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人又は法人です。

(注) 2名以上の連名（共有）での入札も可能です。

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

ア 市税を滞納している者

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者

エ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

カ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正に利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、代価の額を契約の後に確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各事項の一つに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

【物件番号2番】

(1) 入札の参加者となることができるのは、公益的施設を設置しようとする個人又は法人です。

(注) 2名以上の連名（共有）での入札も可能です。

公益的施設とは、教育施設、医療施設、社会福祉・介護保険施設、スポーツ施設など公益性を有する施設とします。ただし、当該地区の住環境に影響を及ぼす施設は除きます。

〔住環境に影響を及ぼす施設とは、騒音、悪臭、交通渋滞等が発生する施設です。
例：電気・電波・ガス等の発生・精製・変電等の施設、危険物の貯蔵等の施設など〕

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

ア～キ 物件番号1番及び3番と同じ

ク 当該入札にかかる一般競争入札参加申込書を受理されていない者

3 入札参加に当たっての留意事項

(1) 入札参加の事前受付（入札参加申込み）

物件番号2番の入札に参加するには、事前に参加申込みが必要です。

物件番号1番及び3番は参加申込みの必要はありませんので、ご希望の物件の入札に、直接、参加してください。

ア 受付期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）

午前8時30分～午後5時〔閉庁日（土曜、日曜、祝日及び8月6日）は受付を行いません。〕

受付期間終了後は、入札参加申込関係書類の差替えは認めません（広島市が差替えを指示したものを除く）。

イ 受付場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局都市整備調整課（広島市役所本庁舎6階）

ウ 申込みの方法

一般競争入札参加申込書（第1号様式）に必要な事項を記載し、押印（印鑑登録済みの印（実印）を使用してください。）のうえ、次の書類を添えて、上記受付場所へ直接持参してください（郵送、電話、ファックスによる申込みはできません。）。

- ・ 印鑑証明書 1通（発行後1か月以内のもの）
- ・ 施設配置計画図（概略）
- ・ その他市長が事業計画の確認のために提出を求めた書類

エ 留意事項

設置しようとする施設が公益的施設に該当しない場合などは、申込書を受け付けることはできません。事業計画等を変更したうえで、再度、お申し込みください。公益的施設に該当するかどうかは、都市整備局都市整備調整課にご相談ください。

(2) 入札参加に当たっての留意事項

ア 一者（法人を含む。）が複数の物件の入札に参加することができます。

イ 共有で入札に参加される場合は、共有予定者全員が連名で申込みしてください。共有の持分割合を除き、入札後に共有予定者を変更することはできません。

ウ 入札に参加しようとする者は、申込前に必ず物件の下見をして現況を確認してください。

エ 測量図等の閲覧を希望される方は、都市整備局都市整備調整課までお申し出ください。

広島市都市整備局都市整備調整課（広島市役所本庁舎6階）

電話082-504-2313

4 入札・開札の日時・場所

(1) 入札日・入札時間

売却物件一覧表の入札日時をご確認ください。

(2) 開札時間

入札締切後即時

- (3) 入札・開札場所
広島市役所本庁舎 1 4階第5会議室西側（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）
 （注）駐車場が混み合いますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- (4) 留意事項
 ア 入札時間に遅れた方は、入札に参加できません（入札会場に入れません）。
 イ 入札参加者（代理人を含む）以外の方は、入札会場に入れません。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付
 入札参加者は、所定の入札保証金納書（第2号様式）により、入札保証金を入札の直前に納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金の金額等
 ア **物件番号1番**（概ね300㎡以下の主として個人向けの小規模な土地）
金 額 定額5万円
 ・現金で納付してください（小切手不可）。
 ・1万円札で納付してください。
- イ **物件番号2番及び3番**（概ね300㎡以上の主として事業向けの大規模な土地）
金 額 見積もる金額の100分の5以上
 ・現金又は電子交換所に参加する金融機関が振り出した自己宛小切手で、振出日から7日以内のもので納付してください（自己宛小切手以外の小切手では入札に参加できません）。なお、小切手の券面に必要事項以外の書込み（メモ書き等）があるものや、線引きが小切手番号又は金額に重なっているものは、お受けできない場合がありますので、ご注意ください。
 ・入札時間の短縮を図るため、できるだけ小切手で納付してください。
 ・金融機関の自己宛小切手について
 金融機関の店舗が振出人となり、自店舗を支払人として振り出すものであり、**金融機関の店舗が振出人兼支払人となっている小切手（いわゆる預手）**です。作成にかかる手数料等についてはご負担ください。
 紛失、盗難等の用心のため、線引きにされても結構です。

小 切 手		広島△□◎◎ △□◎□-○△□
支払地	広島市△△区□□町	
支払人	株式会社◎◎銀行○○支店	
¥0,000,000※		
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 へお支払いください。		
振出地	○○市	
振出日	令和○○年△△月□□日	
振出人 株式会社◎◎銀行○○支店 支店長 □□ □□		

注) 受取人について
 持参人払いとしてください。

6 入札方法

- (1) 入札の方法
 ア 入札参加者は、上記5により、入札保証金を納付してください。
 イ 入札参加者は、所定の入札書（第3号様式）に必要な事項を記載し、押印（原則として、印鑑登録済みの印（実印））のうえ、提出してください。

個人又は法人の代表者が実印以外の印を使用して入札に参加される場合は、その使用印について使用印鑑届（第4号様式）を提出してください。

ウ 代理人が入札を行うことができます。この場合、委任状（第5号様式）を提出してください。法人で代表者以外の者（従業員など）が入札に参加される場合は、委任状が必要です。

入札書には、この委任状に記された代理人が、記名・押印することになります（代理人が入札時に使用する印鑑は、委任状で届け出た代理人使用印鑑（認印を使用可能）です。）。

(2) 入札金額

入札金額は、契約希望価格の総額を記載してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、一度提出した入札書の書換え、差換え、撤回をすることはできません。

(4) 入札回数

入札回数は1回です。あらかじめ最低売却価格（予定価格）を公表しているため、再入札はありません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

ア 広島市が定める最低売却価格（予定価格）を下回る金額で入札したもの（最低売却価格（予定価格）と同額は有効です。）。

イ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。

なお、入札参加資格については、入札後に確認します。

ウ 入札保証金が不足するもの。

エ 入札書に記名押印がないもの（実印（使用印鑑届・委任状を提出している場合は届け出た使用印鑑）以外の印を押印したのもも無効です。）。

オ 入札書の記入文字が明確でないもの。

カ 入札金額を訂正したもの。

キ 一つの入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。

ク その他入札に関する条件に違反したもの。

7 入札保証金の返還等

(1) 入札保証金の返還等

ア 落札者以外の者が納付した入札保証金は、後日の落札者決定後、口座振替により返還します。所定の口座振替依頼票（第7号様式）に必要な事項を記載して提出してください。

イ 落札者の決定は、令和7年10月中旬の予定です。広島市契約規則の規定に基づき、落札者の決定まで、入札参加者全員の入札保証金は返還されません（入札無効となった者を除く）。

ウ 開札後、入札会場で資格確認審査辞退届（第6号様式）を提出した者には、その場で入札保証金領収証書（入札保証金納書の下側部分）と引換えに返還します。ただし、資格確認審査辞退届を提出した場合、入札は無効となります。

なお、営利法人又は個人事業者は領収証書に200円の収入印紙を貼付してください。

後日、資格確認審査辞退届を提出した者には、口座振替により返還します。

エ 落札候補者が、資格確認申請書等を提出した後で、落札者と決定する前に入札参加資格確認審査を辞退する旨を申し出ても、入札保証金は返還されず、広島市に帰属します。

オ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金（手付金）に振り替えます。入札保証金の額が契約保証金（手付金）の額に満たないときは、その差額を契約の締結と同時に納付しなければなりません。また、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。（「12 売買代金の支払い」参照）

カ 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、広

島市に帰属することとなります。

8 落札候補者（契約予定者）の決定

- (1) 落札候補者（契約予定者）
最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を落札候補者（契約予定者）とします。
落札候補者（契約予定者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札候補者（契約予定者）を決定します。
この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない広島市職員にくじを引かせます。
- (2) 入札打ち切り
開札したときに、最低売却価格以上の価格の入札がない場合は、入札を打ち切ります。
- (3) 開札結果の発表
開札したときに、落札候補者がある場合は最高価格の入札金額を、落札候補者がいない場合は、その旨を発表します。
なお、最高価格以外の入札金額や順位等は発表しません。

9 資格確認

- (1) 落札候補者は、次の書類を都市整備局都市整備調整課に提出してください。
なお、提出期限までに書類を提出できない場合は、入札を無効とします。
 - ア 提出期限
令和7年9月16日（火）午後5時まで
 - イ 提出書類
 - (7) 個人の場合
 - a 資格確認申請書
 - b 印鑑登録証明書 1通（物件番号2番の落札候補者を除く。）
 - c 身分証明書（外国人の方は住民票の写し） 1通
 - d 市税の納税証明書（滞納がない旨）（広島市課税対象者）又は申立書（広島市に納付すべき市税のない者） 1通
 - (注) b及びcは、発行後3か月以内のもの。
身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。
連名（共有）で入札した場合は、入札者全員の書類が必要です。
 - (4) 法人の場合
 - a 資格確認申請書
 - b 印鑑証明書 1通（物件番号2番の落札候補者を除く。）
 - c 登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書） 1通
 - d 役員名簿
 - e 市税の納税証明書（滞納がない旨）（広島市課税対象者）又は申立書（広島市に納付すべき市税のない者） 1通
 - (注) b及びcは、発行後3か月以内のもの。
連名（共有）で入札した場合は、入札者全員の書類が必要です。
- (2) 資格確認申請書等を提出した落札候補者について、資格確認を実施します。資格確認には、1か月程度の日数を要します。
- (3) 資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を、落札者として決定します。
- (4) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書等を提出できない場合、及び資格が無いことを確認した場合には、2番目に高い金額で入札した者を落札候補者とし、同じ手順で資格確認を行います。

- (5) 以下同様に、入札金額の高い者から順に落札候補者とし、資格を確認のうえ、落札者として決定します。

【注意事項】

開札後、資格確認審査辞退届を提出した者は、落札候補者になれません。

10 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札者決定の日（令和7年10月中旬（予定））から5日を経過する日までに売買契約を締結していただきます。
物件番号1番及び3番：土地売買契約書（見本1）参照
物件番号2番：土地売買契約書（見本2）参照
- (2) 土地売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

11 落札者が契約を締結しないとき

- (1) 入札保証金
落札者が売買契約を締結しない場合は、入札保証金は返還されず、広島市に帰属します。
- (2) 落札者が契約を締結しない場合の取扱い
- ア 高い金額で入札した者から順番に、**落札者の落札金額**で契約できるか交渉し、契約できる場合は、この者と随意契約します。なお、開札後、資格確認審査辞退届を提出した者は、随意契約の相手方になれません。
- イ 随意契約する者がいない場合は、再度入札を実施します。なお、最低売却価格や入札参加資格に変更はありません。
また、再度入札を実施する場合は、当該物件の入札において、資格確認審査辞退届を提出した落札候補者及び契約を締結しなかった落札者は、入札に参加できません。

12 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、契約締結時に売買代金の100分の10以上を契約保証金として支払い、残金を契約締結日から2か月以内に支払っていただきます。
なお、契約締結時に売買代金全額を支払うこともできます。
- (2) 売買代金及び契約保証金は、広島市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- (3) 契約締結時に納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (4) 落札者が支払期限までに売買代金を支払わないときなど、落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたときは、契約保証金は返還されず、広島市に帰属します。

13 所有権の移転・物件の引渡し

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
（注）物件は、現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に広島市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

14 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

【物件番号1番及び3番】

- (1) 禁止する用途
- ア 契約締結の日から5年間、売却物件を暴力団等がその活動に利用する等公序良俗に反する用及び風俗営業等の業務の用に利用することを禁止します。

(注)「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員をいい、「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

イ 売却物件について、所有権を第三者に移転する場合又は第三者に対して権利を設定する場合において、新たに所有権を取得する者等に上記アの条件を書面により引き継いでいただきます。

(2) 違約金

落札者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を広島市に支払わなければなりません。

(3) 実地調査

上記(1)の条件の履行状況を確認するため、随時、土地の利用状況について実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、落札者に協力していただくこととなります。

(4) 遵守事項

落札者は、売買物件を、売買物件の存する地区の地区計画に適合するように使用しなければなりません。

(5) 売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて落札者の負担となります。

【物件番号2番】

(1) 指定用途

土地を一般競争入札参加申込書の事業計画欄に記載した公益的施設の用途に、契約締結の日から10年間供しなければなりません。

(2) 建設義務

土地の引渡しを受けた日から3年以内に、上記(1)の指定用途に供する施設の建設をしなければなりません。また、建設を完了し、その供用を開始したときは、その旨を売主に通知しなければなりません。

(3) 権利の設定及び移転等の制限

契約締結の日から10年間、市長の承認を得ないで、土地に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の移転又は設定をすることはできません。

(4) 買戻し特約

契約締結の日から10年間、上記(1)～(3)の義務（指定用途、建設義務及び権利の処分制限）に違反した時には、広島市が土地を買い戻すことができます。このため、あらかじめ買戻し特約の登記をさせていただきます。

(5) 違約金

落札者が上記(1)～(3)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を広島市に支払わなければなりません。

(6) 実地調査

上記(1)～(3)の条件の履行状況を確認するため、随時、土地の利用状況について実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、落札者に協力していただくこととなります。

(7) 売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて落札者の負担となります。

15 その他

現地の確認等

- (1) 必ず事前に現地を確認してください。物件には看板を設置しています。
- (2) 現地を確認される際には、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。
- (3) 物件によっては宅盤と接面道路に高低差がありますので、注意してください。
- (4) 測量図等の閲覧を希望される方は、都市整備局都市整備調整課までお申し出ください。

16 入札の際に必要な書類等

(1) 入札保証金

物件番号1番：5万円（1万円札5枚、小切手は不可）

物件番号2番及び3番:見積もる金額の100分の5以上(できるだけ所定の小切手をお願いします。)

- (2) 入札保証金納書(第2号様式)
- (3) 入札書(第3号様式)
- (4) 実印又は使用印鑑(使用印鑑届又は委任状を提出する場合)
- (5) 使用印鑑届(実印以外の印を使用する場合)(第4号様式)
- (6) 委任状(代理人が入札する場合)(第5号様式)
- (7) 資格確認審査辞退届(入札の権利を辞退して入札保証金の返還を受ける場合)(第6号様式)
- (8) 200円の収入印紙(営利法人又は個人事業者で入札日に入札保証金の返還を受ける場合)
- (9) 口座振替依頼票(後日入札保証金の返還を受ける場合)(第7号様式)

17 入札の事例

[例] 最低売却価格(予定価格)2,000万円、入札者5人(A、B、C、D、E)の場合

ア 入札者A、B、C、D、Eは入札保証金を納付

イ 入札

A:2,300万円(最高価格入札者)

B:2,200万円

C:2,100万円

D:2,000万円

E:1,900万円(予定価格を下回るため無効)

※ 最高価格入札者以外の入札金額は発表しません。

ウ 最高価格2,300万円を発表

- ・ 落札候補者をAと決定
- ・ Eの入札は無効のため、入札保証金を返還

エ B、C、Dのうち、Cが、資格確認審査辞退届を提出した場合、Cの入札は無効となり、Cに入札保証金を返還

オ Aの資格確認を実施

カ Aが資格を有すると確認されたときに、Aを落札者と決定

キ 落札者が決定したため、B、Dに入札保証金を返還

18 入札会場案内図等

案内図

広島市役所本庁舎14階第5会議室西側

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



交通機関のご案内

○市内電車
市役所前下車

○市内バス
(広電バス・広島バス・芸陽バス)
市役所前下車

土地売買契約書（見本）

広島市（以下「売主」という。）と〇〇 〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおり。

所在地	地番	地目	公簿地積	実測地積
広島市〇〇区〇〇丁目	〇〇番〇	宅地	〇〇〇.〇〇 m ²	〇〇〇.〇〇 m ²

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（代金の支払い）

※ 契約時に一括支払する場合

第 4 条 買主は、売買代金を、売主の発行する納入通知書により、この契約締結と同時に売主に支払わなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払い、残金を契約締結の日から 2 か月以内に支払う場合

第 4 条 買主は、売買代金を次により売主に支払わなければならない。

- (1) この契約締結と同時に契約保証金として金（ 売買代金の 1 割以上 ）円を売主の発行する納入通知書により支払うこと。
 - (2) 契約締結の日から 2 か月以内に金（ 残 金 ）円を売主の発行する納入通知書により支払うこと。
- 2 契約保証金は、前項第 2 号の金額を完納したときに、売主において売買代金に充当するものとする。
- 3 買主が第 1 項第 2 号の代金の支払いを怠ったときは、売主は何らの通知催告を要せず本契約を解除できる。この場合、契約保証金は売主に帰属するものとする。

（登記嘱託等）

※ 契約時に一括支払する場合

第 5 条 買主は、この契約締結の際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売主に提出しなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払う場合

第 5 条 買主は、前条第 1 項第 2 号に定める金額を支払う際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売主に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第 6 条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納した時に買主に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売主は、前条の規定により所有権が買主に移転した時に現状有姿で売買物件を引き渡す。

2 買主は、売買物件の引渡しを受けたときは、売主の定めるところにより直ちに受領書を売主に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が売主の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、買主の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、買主がこの契約を締結した目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主がこの契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(禁止用途)

第10条 買主は、この契約締結の日から5年を経過する日まで、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

2 買主は、この契約締結の日から5年を経過する日まで、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

3 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1項及び前項に規定する使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに対する使用をさせてはならない。

4 買主は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合においても、当該第三者に対して第1項及び第2項の定めに対する使用をさせてはならない。

(実地調査等)

第11条 売主は、買主の前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買主に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買主は調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 売主は、買主が正当な事由なく第10条に定める義務に違反したときは、金（ 売買代金の3割 ）円の違約金を買主に請求することができる。買主は売主から請求があった場合、これを支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(返還金等)

第14条 売主は、前条に定める解除権（第4条3項に規定するものを除く）を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(買主の原状回復義務)

第15条 買主は、売主が第13条の規定により解除権を行使したときは、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま若しくは売主の指示するところにより、返還することができる。

2 売主は、買主が前項本文の義務を履行しないときは自らこれを行い、又は売主の指定する第三者にこれを行わせ、その費用を買主に請求することができる。

3 買主は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

4 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、建物登記及び、土地に所有権以外の権利の登記が存する場合は、当該登記を消滅させ、又は抹消させるとともに、承諾書その他の土地の所有権移転登記に必要な書類を売主に提出し、当該所有権移転登記に関する必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第16条 買主は、この契約に定める義務を履行せず、売主に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 売主は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又は第15条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を売主に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

※ 共同購入する場合、次の条文を加え、以下1条ずつ繰り下げる。

(共同購入)

第18条 買主は、この土地を共同して購入する場合には、この契約に定める債権については共同して行使し、債務については連帯してこれを行うものとする。

2 売主の買主に対する通知、この土地の引渡し等は、買主のうち一人に対して行えば足るものとする。

(遵守事項)

第18条 買主は、売買物件を、都市計画その他各種規制に適合するよう使用しなければならない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関し疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、売主の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、売主及び買主が記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一 實

買主

土地売買契約書（見本）

広島市（以下「売主」という。）と〇〇 〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおり。

所在地	地番	地目	公簿地積	実測地積
広島市〇〇区〇〇丁目	〇〇番〇	宅地	〇〇〇.〇〇 m ²	〇〇〇.〇〇 m ²

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

（代金の支払い）

※ 契約時に一括支払する場合

第 4 条 買主は、売買代金を、売主の発行する納入通知書により、この契約締結と同時に売主に支払わなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払い、残金を契約締結の日から 2 か月以内に支払う場合

第 4 条 買主は、売買代金を次により売主に支払わなければならない。

(1) この契約締結と同時に契約保証金として金（ 売買代金の 1 割以上 ）円を売主の発行する納入通知書により支払うこと。

(2) 契約締結の日から 2 か月以内に金（ 残 金 ）円を売主の発行する納入通知書により支払うこと。

2 契約保証金は、前項第 2 号の金額を完納したときに、売主において売買代金に充当するものとする。

3 買主が第 1 項第 2 号の代金の支払いを怠ったときは、売主は何らの通知催告を要せずこの契約を解除できる。この場合、契約保証金は売主に帰属するものとする。

（登記嘱託等）

※ 契約時に一括支払する場合

第 5 条 買主は、この契約締結の際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売主に提出しなければならない。

※ 契約時に契約保証金を支払う場合

第 5 条 買主は、前条第 1 項第 2 号に定める金額を支払う際に、所有権の移転登記に必要な関係書類及び登録免許税相当額を納付した現金領収証書を、売主に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第 6 条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納した時に買主に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 売主は、前条の規定により所有権が買主に移転した時に現状有姿で売買物件を引き渡す。

2 買主は、売買物件の引渡しを受けたときは、売主の定めるところにより直ちに受領書を売主に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が売主の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、買主の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、買主がこの契約を締結した目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主がこの契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途指定)

第10条 買主は、この契約締結の日の翌日から起算して10年を経過する日までの間は、土地を一般競争入札参加申込書に記載した事業計画に定めるとおりの用途(売主が次項の規定により事業計画の用途の変更を承認したときは、この変更後の用途をいう。以下、次条において同じ。)に供さなければならない。

2 買主は、やむを得ない事由により一般競争入札参加申込書に記載した事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を記載した書面をもって売主に申請し、その承認を受けなければならない。

(建設義務)

第11条 買主は、土地の引渡しを受けた日の翌日から起算して3年以内に前条の用途に供する施設を建設しなければならない。ただし、売主が特別の事情があると認めるときは、建設期間を延長することができる。

(土地に関する権利の制限)

第12条 買主は、この契約締結の日の翌日から起算して10年を経過する日までの間は、売主の承認を得ないで土地に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の移転又は設定をしてはならない。

(禁止用途)

第13条 買主は、この契約締結の日から5年を経過する日まで、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

2 買主は、この契約締結の日から5年を経過する日まで、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

3 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第1項及び前項に規定する使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに対する使用をさせてはならない。

4 買主は、売買物件について第三者に対して権利を設定する場合においても、当該第三者に対して第1項及び第2項の定めに対する使用をさせてはならない。

(実地調査等)

第14条 売主は、買主の前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買主に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買主は調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上この契約を解除することができる。

(買戻しの特約)

第16条 売主は、この契約締結の日の翌日から起算して10年を経過する日までの間に、買主が次の各号の一に該当するときは、買主が既に支払った売買代金を利息を付さないで買主に返還して土地を買い戻すことができる。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第12条の規定に違反したとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。

(返還金等)

第17条 売主は、第15条に定める解除権(第4条3項に規定するものを除く)又は前条に定める買戻権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権又は買戻権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権又は買戻権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(買戻しの登記)

第18条 買主は、売主が第16条に定める買戻権並びに買戻権を行使したときの前条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。

(買主の原状回復義務)

- 第19条 買主は、売主が解除権又は買戻権を行使したときは、直ちに売買物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま若しくは売主の指示するところにより、返還することができる。
- 2 売主は、買主が前項本文の義務を履行しないときは自らこれを行い、又は売主の指定する第三者にこれを行わせ、その費用を買主に請求することができる。
- 3 買主は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。
- 4 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、建物登記及び、土地に所有権以外の権利の登記が存する場合は、当該登記を消滅させ、又は抹消させるとともに、承諾書その他の土地の所有権移転登記に必要な書類を売主に提出し、当該所有権移転登記に関する必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

- 第20条 買主は、この契約に定める義務を履行せず、売主に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第21条 売主は、買主が正当な事由なく第10条から第13条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円の違約金を買主に請求することができる。買主は売主から請求があった場合、これを支払わなければならない。
- 2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金の相殺)

- 第22条 売主は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第21条に定める違約金又は第19条第3項若しくは第20条に定める損害賠償金を売主に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

※ 共同購入する場合、次の条文を加え、以下1条ずつ繰り下げる。

(共同購入)

- 第23条 買主は、この土地を共同して購入する場合には、この契約に定める債権については共同して行使し、債務については連帯してこれを行うものとする。
- 2 売主の買主に対する通知、この土地の引渡し等は、買主のうち一人に対して行えば足るものとする。

(遵守事項)

- 第23条 買主は、売買物件を、都市計画その他各種規制に適合するよう使用しなければならない。

(契約の費用)

- 第24条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、売主の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、売主及び買主が記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井一實

買主

入札に必要な書類 (様式集)

1 入札参加申込書 (第1号様式)

物件番号2番の入札に参加される場合に提出が必要です。

2 入札保証金納書 (第2号様式)

3 入札書 (第3号様式)

4 使用印鑑届 (第4号様式)

入札者が、印鑑登録済みの印(実印)以外の別の印を入札で使用する場合に提出が必要です。

5 委任状 (第5号様式)

入札者の代理人が入札する場合に提出が必要です。

6 資格確認審査辞退届 (第6号様式)

7 口座振替依頼票 (第7号様式)

〔説明〕

- 1 各種様式は切り取って使用してください。
(市HPからもダウンロードできます。)
- 2 複数の物件がある場合に、複数に入札する場合は、各種様式を複写して使用してください。

受付印欄

物件番号 2

第1号様式

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

広島市長様

一般競争入札による下記市有地の売却について、入札後資格確認型一般競争入札実施要領の内容を承知のうえ、次のとおり申込みします。

1 申込者

住所	(〒 -) [連絡先の電話番号] () -
氏名 (又は 法人名 代表者名)	(ふりがな) 実印
	(個人の場合のみ) 明治・大正・昭和・平成・西暦 (該当の年号を○で囲んでください。) 生年月日 年 月 日生
連名者(共有名義と される場合のみ記入)	住所 (〒 -)
	氏名 (又は 法人名 代表者名) (ふりがな) 実印
	(個人の場合のみ) 明治・大正・昭和・平成・西暦 (該当の年号を○で囲んでください。) 生年月日 年 月 日生

2 申込物件

物件所在地	地番	地目	数量	備考
広島市西区庚午南一丁目	23番5	宅地	937.98 ^{m²}	

3 事業計画

項目	内容
(1) 用途	
(2) 建築計画	①着工予定：令和 年 月 日 ②竣工予定：令和 年 月 日 ③建築面積： m ² ④構造：

4 添付書類

- 印鑑証明書 1通 (発行後1か月以内のもの)
- 施設配置計画図 (概略)
- 市長が事業計画の確認のために提出を求めた書類

提出期限：令和7年8月29日(金) 午後5時まで

受付番号

入札保証金納書

令和 年 月 日

広島市長 様

納付者住所

氏 名
〔又は法人名〕
代表者名

代理人氏名

物件番号

物件所在地(地番) 広島市

上記物件に対する入札保証金として次の金額を納付します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※入札保証金の額は、物件ごとに定められた金額を納入してください。
※金額の頭に、¥マークを記入してください。

切り取り線

入札保証金領収証書

印紙200円

令和 年 月 日

広島市出納員
広島市事務吏員 様

受取人住所

氏 名
〔又は法人名〕
代表者名

代理人氏名

出納員支払印

※収入印紙は、営利法人又は個人事業者の場合に必要です。

入札書

受付番号

令和 年 月 日

広島市長

入札者	
住所
氏名 〔又は法人名〕 〔代表者名〕 印
代理人氏名 印

広島市契約規則及び売買契約書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

物件番号	_____									
物件所在地(地番)	<u>広島市</u> _____									
入札金額										
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注)

- 1 印鑑登録済みの印（実印）を押印してください。
- 2 使用印鑑届を提出される場合は、使用印鑑を押印してください。
- 3 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 4 入札金額の頭に、¥マークを記入してください。
- 5 入札金額は訂正できません。

(第4号様式)

使用印鑑届

受付番号

令和 年 月 日

広島市長

入札者	
住所	_____
氏名 〔又は法人名 代表者名〕	_____ 実印

私は、下記物件にかかる売却の一般競争入札において、次の印鑑を使用しますので届け出ます。

記

物件番号	所在地 (地番)
	広島市

使用印鑑

(注) 使用印鑑届は、物件ごとに提出してください。

委任状

受付番号

令和 年 月 日

(提出先)
広島市長

委任者 (委任した人)

住所

氏名
〔又は法人名〕
代表者名

実印

私は、次の者を代理人と定め、下記物件にかかる売却の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限(入札保証金の返還請求及び受領は入札日当日に限る。)を委任します。

代理人 (委任された人)

住所

氏名

代理人使用印鑑

明治・大正・昭和・平成・西暦

生年月日 年 月 日生

記

物件番号	所在地 (地番)
	広島市

(注) 委任者の印は、印鑑登録済みの印を使用してください。
代理人の印は、入札時に使用する印としてください。
委任状は、物件ごとに提出してください。

資格確認審査辞退届

受付番号

令和 年 月 日

広島市長

入札者

住所

氏名
(又は法人名
代表者名)

印

代理人氏名

印

私は、入札が無効になることを了解した上で、下記の物件について、入札の権利及び入札参加資格確認審査を辞退します。

記

物件番号	所在地 (地番)
	広島市

(注) 入札終了後に提出する場合は、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

(あて先) 口座振替依頼票 (振替依頼人用控)

広島市(区)会計管理者 支払金は下記の預金口座に振替えてください。 令和 年 月 日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所												
	(法人等は名称) 氏名												
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名												
	金融機関名	銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード									
振替先	店舗名							店 所	店 番				
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号									
	口座名義 (カナ)												
	金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
支払金	内 訳							仕 訳 番 号					

注意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

(あて先) 口座振替依頼票 (個別入力票)

広島市(区)会計管理者 支払金は下記の預金口座に振替えてください。 令和 年 月 日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所												
	(法人等は名称) 氏名												
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名												
	金融機関名	銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード									
振替先	店舗名							店 所	店 番				
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号									
	口座名義 (カナ)												
	金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
支払金	内 訳							仕 訳 番 号					

注意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

入札に必要な書類の記入例

1 記入例 入札参加申込書（第1号様式）

2 記入例 入札保証金納書（第2号様式）

3 記入例 入札書（第3号様式）

4 記入例 使用印鑑届（第4号様式）

入札者が、印鑑登録済みの印（実印）以外の別の印を入札で使用する場合に提出が必要です。

5 記入例 委任状（第5号様式）

入札者の代理人が入札する場合に提出が必要です。

6 記入例 資格確認審査辞退届（第6号様式）

7 記入例 口座振替依頼票（第7号様式）

受付印欄

物件番号 2

第1号様式

一般競争入札参加申込書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長様

一般競争入札による下記市有地の売却について、入札後資格確認型一般競争入札実施要領の内容を承知のうえ、次のとおり申込みします。

1 申込者

住所	(〒730-8589) [連絡先の電話番号] (082) 504-2313 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名 (又は 法人名 代表者名)	(ふりがな) とし たろう 都市 太郎 (個人の場合のみ) 明治・大正・昭和・平成・西暦 (該当の年号を〇で囲んでください。) 生年月日 7年9月8日生
連名者(共有名義とされる場合のみ記入)	住所 (〒 -) 実印又は使用印鑑を押
	氏名 (又は 法人名 代表者名) (ふりがな) 実印 (個人の場合のみ) 明治・大正・昭和・平成・西暦 (該当の年号を〇で囲んでください。) 生年月日 年 月 日生

2 申込物件

物件所在地	地番	地目	数量	備考
広島市西区庚午南一丁目	23番5	宅地	937.98 ^m	

3 事業計画

項目	内容
(1) 用途	老人デイサービスセンター
(2) 建築計画	①着工予定：令和8年4月1日 ②竣工予定：令和8年7月30日 ③建築面積：500.00m ² ④構造：プレハブ造平屋建

4 添付書類

- 印鑑証明書 1通 (発行後1か月以内のもの)
- 施設配置計画図 (概略)
- 市長が事業計画の確認のために提出を求めた書類

提出期限：令和7年8月29日(金) 午後5時まで

記入例 (本人)

受付番号

入札保証金納書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長 様

納付者住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名〕 管財 太郎
代表者名

代理人氏名

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇

上記物件に対する入札保証金として次の金額を納付します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※入札保証金の額は、物件ごとに定められた金額を納入してください。
※金額の頭に、¥マークを記入してください。

入札保証金領収証書



入札会場で入札保証金を受取らない場合、印紙を貼る必要はありません。

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市出納員
広島市事務吏員 様

※開札後、入札会場で入札保証金の返還を受ける場合に、記入してください。

出納員支払印

受取人住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名〕 管財 太郎
代表者名

記入例 (代理人)

受付番号

入札保証金納書

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長 様

納付者住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 広島興業株式会社
〔又は法人名〕 代表取締役 都市 太郎
代表者名

代理人氏名 広島 一郎

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇

上記物件に対する入札保証金として次の金額を納付します。

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※入札保証金の額は、物件ごとに定められた金額を納入してください。
※金額の頭に、¥マークを記入してください。

入札保証金領収証書



入札会場で入札保証金を受取らない場合、印紙を貼る必要はありません

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市出納員
広島市事務吏員 様

※開札後、入札会場で入札保証金の返還を受ける場合に、記入してください。

出納員支払印

受取人住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 広島興業株式会社
〔又は法人名〕 代表取締役 都市 太郎
代表者名

代理人氏名 広島 一郎

※収入印紙は、営利法人又は個人事業者の場合に必要です。

記入例(本人)

(第3号様式)

入札書

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者	
住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名 〔又は法人名 代表者名〕	都市 太郎
代理人氏名	

都市太郎 (印)

実印又は使用印鑑を押印

広島市契約規則及び売買契約書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

物件番号	〇
物件所在地(地番)	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇
入札金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注)

- 1 印鑑登録済みの印(実印)を押印してください。
- 2 使用印鑑届を提出される場合は、使用印鑑を押印してください。
- 3 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 4 入札金額の頭に、¥マークを記入してください。
- 5 入札金額は訂正できません。

記入例(代理人)

(第3号様式)

入札書

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 広島興業株式会社
〔又は法人名〕 代表取締役 都市 太郎
〔代表者名〕

代理人氏名 広島 一郎

代理人使用印鑑を押印

広島

広島市契約規則及び売買契約書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

物件番号 〇

物件所在地(地番) 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額		¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(注)

- 1 印鑑登録済みの印(実印)を押印してください。
- 2 使用印鑑届を提出される場合は、使用印鑑を押印してください。
- 3 委任状を提出される場合は、代理人使用印鑑を押印してください。
- 4 入札金額の頭に、¥マークを記入してください。
- 5 入札金額は訂正できません。

記入例

(第4号様式)

使用印鑑届

受付番号

本人が、使用印鑑で入札に参加する場合に、この書類を提出してください。

令和〇年 〇〇月 〇〇日

広島市長

入札者	
住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
氏名 〔又は法人名 代表者名〕	都市 太郎 

私は、下記物件にかかる売却の一般競争入札において、次の印鑑を使用しますので届け出ます。

記

物件番号	所在地 (地番)
〇	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

使用印鑑
 入札で使用する印鑑を押印してください。

(注) 使用印鑑届は、物件ごとに提出してください。

記入例

(第5号様式)

委任状

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

(提出先)
広島市長

委任者 (委任した人)

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名〕
代表者名

都市 太郎

都市
太郎

実印

私は、次の者を代理人と定め、下記物件にかかる売却の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限(入札保証金の返還請求及び受領は入札日当日に限る。)を委任します。

代理人 (委任された人)

住所 広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇号

氏名 広島 一郎

明治・大正・昭利・平成・西暦

生年月日 〇〇年 〇月 〇〇日生

代理人使用印鑑

広島

入札で使用する
印鑑を押印して
ください。
代理人の実印を
使用する必要は
ありません。

記

物件番号	所在地(地番)
〇	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

(注) 委任者の印は、印鑑登録済みの印を使用してください。
代理人の印は、入札時に使用する印としてください。
委任状は、物件ごとに提出してください。

記入例（本人）
資格確認審査辞退届

（第6号様式）

受付番号

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名
〔又は法人名
代表者名〕

都市 太郎

都市
太郎

実印又は使用印鑑を押印

印

代理人氏名

私は、入札が無効になることを了解した上で、下記の物件について、入札の権利及び入札参加資格確認審査を辞退します。

記

物件番号	所在地（地番）
〇	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

（注）入札終了後に提出する場合は、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

記入例（代理人）

（第6号様式）

資格確認審査辞退届

受付番号

代理人が、入札会場で入札保証金の返還を受ける場合

令和〇年〇〇月〇〇日

広島市長

入札者

住所 広島市△区△△町△丁目△△番△号

氏名
〔又は法人名
代表者名〕

都市 太郎

代理人氏名

広島 一郎

代理人使用印鑑を押印

広島

私は、入札が無効になることを了解した上で、下記の物件について、入札の権利及び入札参加資格確認審査を辞退します。

記

物件番号	所在地（地番）
〇	広島市〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇

（注）入札終了後に提出する場合は、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

記入例

口座振替依頼票 (振替依頼人用控)

広島市(区)会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

令和××年××月××日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所	広島市△区△△町△丁目△△番△号													
	(法人等は名称) 氏名	都市 太郎													
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名														
振替先	金融機関名	〇〇〇〇				銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード	△	△	△	△			
	店舗名	〇〇支				店 所	店 番	□	□	□					
	預金種別	① 普通	2 当座	口座番号		0	1	2	3	4	5	6			
	口座名義 (カナ)	トシ 知ウ													
支払金	金額	百十億千百万千百十円													
	内訳	仕訳番号													

注意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

後日、口座振替で入札保証金を返還する場合に、この書類を提出してください。

(あて先) **口座振替依頼票** (個別入力票)

広島市(区)会計管理者

支払金は下記の預金口座に振替えてください。

令和××年××月××日

振替依頼人	(法人等は所在地) 住所	広島市△区△△町△丁目△△番△号													
	(法人等は名称) 氏名	都市 太郎													
	(法人等のみ記入) 代表者職・氏名														
振替先	金融機関名	〇〇〇〇				銀行 組合	金庫 農協	金融機関コード	△	△	△	△			
	店舗名	〇〇支				店 所	店 番	□	□	□					
	預金種別	① 普通	2 当座	口座番号		0	1	2	3	4	5	6			
	口座名義 (カナ)	トシ 知ウ													
支払金	金額	百十億千百万千百十円													
	内訳	仕訳番号													

注意 振替先口座は、振替依頼人本人名義の口座に限ります。

広島市役所案内図



- ☆市内電車
 - ・ 広電電車 「市役所前電停」下車
- ☆市内バス
 - ・ 広電バス、広島バス、芸陽バス 「市役所前バス停」下車

◎問合せ先・申込先

広島市都市整備局都市整備調整課

(広島市役所本庁舎6階)

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2313

Mail ts-chou@city.hiroshima.lg.jp